

## じん肺健康診断とじん肺管理区分の詳細

### (ポイント)

- 1 じん肺の健康管理のために、じん肺法に基づくじん肺健康診断があります。
- 2 このじん肺健康診断の結果に基づき、じん肺管理区分が決定されます。
- 3 粉じん作業に従事した事業場に勤務している間は、事業者によりじん肺健康診断が実施されます。
- 4 離職後は、本人自らじん肺についての健康診断を受け、じん肺管理区分の決定申請をすることができます。(随時申請)
- 5 じん肺管理区分が管理2、管理3(イ又はロ)である方が離職される場合、若しくは離職している場合は、都道府県労働局に申請すれば健康管理手帳の交付を受けることができます。
- 6 離職後に随時申請でじん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)となった方も健康管理手帳の交付を受けられます。

粉じん作業に従事した事業場に勤務している間は、定期的にじん肺健康診断が行われ、じん肺管理区分の決定に関する手続きも事業者が行いますが、退職後は本人自ら自己のじん肺の状態を把握していく必要があります。

こうした点を踏まえ、粉じん作業に従事したことのある方は、体調に変化があったときなど、いつでも、じん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分の決定申請を行うことができることになっています。これを随時申請といいます。

### <じん肺管理区分について>

じん肺の管理区分は、管理1、管理2、管理3イ、管理3ロおよび管理4の5段階に分かれています。

管理1は、じん肺の所見がないという区分ですが、管理2以上は、じん肺の所見があるということを示しており、数字が大きくなるに従いじん肺が進行していることとなります。

また、所見を有する方のじん肺の管理区分は、かかりつけの病院等の医師が判断するのではなく、必要書類等を住所地の都道府県労働局長に提出し、都道府県労働局において、地方じん肺診査医による審査結果に基づき、都道府県労働局長が管理区分を決定することになっています。(管理区分の申請について不明の点は、都道府県労働局労働基準部の健康課又は健康安全課へお問い合わせください。)

管理4については、療養をすることになっており、労働基準監督署で所定の手続きをとれば、労働者災害補償保険(労災保険)により、必要な補償や治療費の給付が行われま

す。また、管理2、管理3イおよび管理3ロと決定された場合でも、肺結核や続発性気管支炎などの合併症にかかり療養が必要であると認められた場合には、同様の補償などが行われます。

## <じん肺管理区分決定の申請手続（随時申請）>

### 1 提出書類等

じん肺管理区分決定の随時申請に必要な書類等は次の4つです。申請に必要な書類は、長崎労働局ホームページ様式集に掲載されている様式をご使用ください。

- ① じん肺管理区分決定申請書（様式第6号）
- ② 胸部エックス線写真もしくは画像データ（医療機関から借りて提出してください。）
- ③ じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）
- ④ 参考資料（職歴等申立書、既往症等申立書）

このうち、①の申請書には、過去が一番近い時点で、粉じん作業についていた事業場の事業者、粉じん作業に常時従事していた証明をしてもらう必要があります。しかし、たまたまその事業所がなくなってしまうときには、一緒に働いた同僚などによって、以前にその事業場で粉じん作業に従業していたという証明をもらい、その証明になる書類（粉じん作業従事証明書）を添える必要があります。

また、じん肺の健康管理手帳の交付を受けている方または以前にじん肺管理区分の決定を受けたことのある方は、この証明を省略することもできます。

### 2 申請先

住所地を管轄する都道府県労働局

じん肺管理区分決定の申請について不明の点は、都道府県労働局労働基準部の健康課又は健康安全課にお問い合わせください。

## （参考）じん肺法のあらまし

じん肺法は、じん肺に関する健康管理のための法律で、じん肺健康診断、じん肺管理区分及びじん肺管理区分に応じて事業者のとるべき措置等が規定されています。その概要は次のとおりです。

### (1) じん肺健康診断

事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者等に対してじん肺健康診断を実施しなければなりません。

定期に行われるじん肺健康診断は、じん肺の所見のない場合は3年に1回、じん肺の所見のある場合は1年に1回の頻度となっています。（表）

(表) じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	じん肺健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	管理 1	3 年以内ごとに 1 回
	管理 2・管理 3 (イ、ロ)	1 年以内ごとに 1 回
常時粉じん作業に従事した ことがあり、現在は非粉じん 作業に従事	管理 2	3 年以内ごとに 1 回
	管理 3 (イ、ロ)	1 年以内ごとに 1 回

(2) じん肺管理区分の決定

事業者は、じん肺健康診断を行った結果、じん肺の所見のある労働者について、エックス線写真とじん肺健康診断結果証明書を都道府県労働局に提出することになっています。都道府県労働局においては、地方じん肺診査医により審査が行われ、その労働者についてのじん肺管理区分が決定され、事業者へ通知されます。

(3) 事業者のとるべき措置

使用する労働者のじん肺管理区分の決定通知を受けた事業者は、じん肺管理区分を労働者に通知しなければなりません。

また、管理 2 および管理 3 イと決定された労働者については、就業場所を変更したり、粉じん作業に従事する時間を短縮するなど粉じんにさらされる度合いを減らすように努力しなければなりません。

さらに、都道府県労働局長は、管理 3 イと決定された場合は、事業者に対して、常時粉じん作業に従事する労働者を、粉じん作業以外の作業に転換させるように作業転換の勧奨ができることになっています。

管理 3 ロと決定された場合は、都道府県労働局長は、地方じん肺診査医の意見により、事業者に対して粉じん作業以外の作業に転換するよう、作業転換の指示ができることになっています。